

建設関係の事業主、事業主団体の皆さまへ

# 「建設労働者確保育成助成金」を拡充します

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する中小建設事業主や中小建設事業主団体に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。

建設労働者の確保・育成をより推進するため、平成26年4月1日以降に、拡充・見直しを行います。

詳細は、決まり次第、厚生労働省ホームページなどでお知らせします。

## 主な拡充内容

| コース                |          | 現 行                                    | 拡充内容  |
|--------------------|----------|--|---|
| 認定訓練コース            | 賃金助成額    | 4,000円/日                               | 5,000円/日  |
| 技能実習コース            | 経費助成率    | 事業主、事業主団体が自ら実施する場合 9割<br>委託して実施する場合 7割 | 事業主、事業主団体が自ら実施する場合 9割<br>委託して実施する場合 8割<br>〔岩手、宮城、福島の事業所は、当分の間、いずれの場合も10割〕 |
|                    | 賃金助成額    | 7,000円/日                               | 8,000円/日  |
|                    | 対象訓練     | -                                      | 建設業法第27条第1項に規定する技術検定のための講習を追加   |
| 若年者に魅力ある職場づくり事業コース | 計画届の提出期限 | 事業を実施する年度の5月末日まで                       | 事業を実施しようとする日の2カ月前<br>〔4月1日から7月末日までに事業を開始する場合は5月末日〕                        |

## 主な見直し内容

| コース                        | 見直し内容  |
|----------------------------|--|
| 雇用管理制度コース<br>助成対象となる雇用管理制度 | <p>①評価・処遇制度</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・諸手当制度は、定期的に支給される手当で、通勤手当、住居手当、地域手当、家族手当、役職手当（管理職手当）及び資格手当に限定</li><li>・賃金体系制度及び諸手当制度は、導入後の賃金が上昇するものに限定</li></ul> <p>②研修体系制度</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・講師が建設業務に関連する技能・技術について直接指導するカリキュラムが10時間以上確保されている研修に限定</li></ul> <p>③健康づくり制度</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人間ドック、または医師、臨床心理士などが対面方式で実施するメンタルヘルス相談に限定</li></ul> |

※上記は予定であり、内容は変更になる場合があります。